
告

示

高知県告示第463号の2

高知県内水面漁場管理委員会指示第91号により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められたため、生きたままコイを持ち出すことを禁止する県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を次のとおり定め、平成22年9月高知県告示第550号（コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認めて生きたままのコイの持ち出しを禁止する公共用水面等の範囲）は、廃止する。

令和6年7月25日

高知県知事 濱田 省司

安芸郡北川村平鍋えん堤の上流端から下流の奈半利川本流及びこの区間で合流する同川水系支流、香宗川水系本支流、香美市土佐山田町の杉田発電用えん堤の上流端から下流の物部川本流及びこの区間で合流する同川水系支流、国分川水系本支流、下田川水系本支流、十市川（石土池及び住吉池を含む。）、高知市の鏡多目的えん堤の上流端から下流の鏡川本流及びこの区間で合流する同川水系支流、新川川水系本支流、渡川水系本支流（高知県と愛媛県との県境から上流の区域を除く。）、伊与木川水系本支流並びに吾川郡仁淀川町の大渡ダムから下流の仁淀川本流及びこの区間で合流する同川水系支流並びにこれらに接続する用水路、ため池等